

地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置に関する要望

地方議会議員年金制度は、昭和 36 年に地方議会議員互助年金法に基づく任意加入の互助年金制度として発足し、その後、地方公務員共済組合法に基づく強制加入の年金制度（公費負担）へ移行された経緯があり現在に至っている。

国においては、当該年金制度の廃止を平成 23 年 6 月 1 日と定め、廃止に伴う経過措置として、「給付に要する費用は平成 23 年度地方財政計画に計上予定」とされているのみで、何ら具体的な内容は明記されない総務省自治行政局からの事務連絡があっただけである。

厳しい社会経済情勢のもと我々地方団体は、それぞれの工夫と努力により、住民にも理解と忍耐をお願いする中で、限られた財源を使い日々鋭意そのニーズに応えているにも関わらず、国は、制度廃止に伴う財政措置に係る算出根拠などについてほとんど説明をしないまま今回の連絡となったことは、誠に遺憾であり、また、地方税収の減少状況からも、地方団体がこれまで以上の公費負担を集中して負うことは困難であると言わざるを得ない。

地方議会議員年金制度の廃止に至る経緯を鑑み、現在国から示されている、廃止に伴う経過措置についても、改めて市町村長との十分な協議を行う必要があると考える。

制度廃止には強制力を持つ立法措置となることから、地方の負担が一時期に集中することがなく、また、普通交付税の交付・不交付に拘らず、全地方団体が等しく措置されるべきものとなるよう強く要望するものである。

平成 23 年 3 月 2 日

内閣総理大臣 菅 直人 様

内閣官房長官

枝野 幸男 様

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 片山 善博 様

財務大臣

野田 佳彦 様

厚生労働大臣

細川 律夫 様

民主党神奈川県総支部連合会代表

笠 浩史 様

自由民主党神奈川県支部連合会会長

菅 義偉 様

公明党神奈川県本部代表

上田 勇 様

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長 服部 信明

神奈川県町村会会長

大井町長 間宮 恒行

